

新旧対照表

(傍線部分は改定部分)

	旧	新
第 2 条 (本契約の成立)	<p>1. お客様は、当社広告媒体への広告掲載を希望する場合、本規定に同意のうえで、当社所定の方法により申し込むものとします。</p> <p>2. お客様は、前項の利用申込にあたり、以下の各号に定める事項を当社に表明し、確約するものとします。</p> <p>(1) 現在、お客様（法人のお客様の場合には、当該法人の役員等を含みます。以下、本号および次号において同じ）が次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと。</p> <p>(ア) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます）</p> <p>(イ) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>(ウ) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(エ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること</p>	<p>1. お客様は、当社広告媒体への広告掲載を希望する場合、本規定に同意のうえで、当社所定の方法により申し込むものとします。</p> <p>2. お客様は、前項の利用申込にあたり、以下の各号に定める事項を当社に表明し、確約するものとします。</p> <p>(1) 現在、お客様（法人のお客様の場合には、当該法人の役員等を含みます。以下、本号および次号において同じ）が次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと。</p> <p>(ア) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（<u>匿名・流動型犯罪グループ（特定の構成員が明確でなく、匿名性を利用して犯罪行為を行う集団またはその構成員）</u>）を含み、以下これらを「反社会的勢力」といいます）</p> <p>(イ) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>(ウ) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(エ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損</p>

	<p>(オ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(カ) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2) お客様が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないこと。</p> <p>(ア) 暴力的な要求行為</p> <p>(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</p> <p>(オ) その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3) お客様は、自らが(1)号に違反しないか否かを確認することを目的として当社が行う調査に協力するものとします。</p> <p>(4) お客様は、前各号に違反し、またはその恐れがあることが判明した場合には、当社に直ちに通知するものとします。</p> <p>3. 当社は、当社所定の条件を満たす場合、前項に基づくお客様の申し込みを承諾するものとします。なお、当社が承諾したときをもって、お客様と当社の間で当該申込に係る契約が成立するものとし、当該契約を以下「掲載契約」といいます。</p> <p>4. 掲載契約に本規定と異なる定めを置いた場合、掲載契約の定めが優先するものとします。</p>	<p>害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(オ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(カ) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2) お客様は、自らの役員が反社会的勢力とともに逮捕され、または、<u>組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律または犯罪収益移転防止法に違反して逮捕された事実がないこと。</u></p> <p>(3) お客様が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないこと。</p> <p>(ア) 暴力的な要求行為</p> <p>(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</p> <p>(オ) その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) お客様は、自らが(1)号および(2)号に違反しないか否かを確認することを目的として当社が行う調査に協力するものとします。</p> <p>(5) お客様は、前各号に違反し、またはその恐れがあることが判明した場合には、当社に直ちに通知するものとします。</p> <p>3. 当社は、当社所定の条件を満たす場合、前項に基づくお客様の申し込みを承諾するものとします。なお、当社が承諾したときをもって、お客様と当</p>
--	---	--

		<p>社間で当該申込に係る契約が成立するものとし、当該契約を以下「掲載契約」といいます。</p> <p>4. 掲載契約に本規定と異なる定めを置いた場合、掲載契約の定めが優先するものとします。</p>
--	--	---

以上